

幼児教育・保育の無償化のお知らせ

幼児教育・保育の無償化は、幼児教育の負担軽減を図るなど少子化対策の観点から、10月に実施される消費税率の引上げによる財源を活用し、10月分の保育料から無償となります。

保育料が無償となる対象施設の主な内容は、次のとおりです。

●幼稚園・保育園・認定こども園（教育・保育の支給認定を受けているお子さん）

3歳児から5歳児のお子さんの場合

保育料が無償となりますが、実費徴収されている通園送迎費、食材料費、行事費などは無償化の対象外です。

※おかずなどの副食費は、これまで保育料の一部として徴収していましたが、幼稚園との均衡を図るため、保護者の実費負担となります。

（各園に、ごはん代として主食費、おかず代として副食費の支払いが必要です。）

※年収 360 万円未満相当の世帯のお子さんや各園に同時に入園する第3子以降（教育認定のお子さんは小学3年生以下のお子さんから数えて第3子以降）のお子さんは、副食費が免除されます。

0歳児から2歳児のお子さんの場合

町民税非課税世帯の方は保育料が無償となりますが、実費徴収されている食材料費、行事費などは無償化の対象外です。

※おかずなどの副食費は、保育料に含まれています。

※小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育（保育の支給認定を受けているお子さん）の利用も上記と同じです。

※上記施設の利用者の延長保育料・病児保育料（一部減免有）は、無償化の対象外です。

●私立幼稚園（教育・保育の支給認定を受けていないお子さん）

● 3歳児から5歳児のお子さんの利用料は、月額 25,700 円の範囲内で無償となります。

（月額 25,700 円を超える額は、自己負担となります。）

● 町に対し、各園を通じて、教育・保育の支給認定申請が必要です。

● 幼稚園就園奨励費補助金は、10月分から廃止されます。

● 実費徴収されている通園送迎費、食材料費、行事費などは無償化の対象外です。

※年収 360 万円未満相当の世帯のお子さんや小学3年生以下のお子さんから数えて第3子以降のお子さんは、副食費が免除されます。

● 預かり保育（延長保育）を利用するお子さんで保育の必要性があると認定（月 64 時間以上の就労など）された場合は、月額 11,300 円の範囲内で利用料が無償となります。（月額 11,300 円を超える額は、自己負担となります。）

●企業主導型保育事業

3歳児から5歳児のお子さんと、0歳児から2歳児までの町民税非課税世帯のお子さんは、標準的な保育料が無償となります。

※標準的な保育料(平成30年度における標準月額)は、次のとおりです。

0歳児：37,100円、1・2歳児：37,000円、3歳児：31,100円、4歳児以上：27,600円

※企業主導型保育事業を利用されている方は、直接利用事業者へお問合せください。

●認可外保育施設等(愛知県へ届出済の施設)

- 認可外保育施設等とは、認可保育所でない保育施設、ベビーホテル、ベビーシッターなどをいいます。
- 原則、認可保育所に入園できないお子さんで、保育の必要性があると認定された場合は、次のとおり保育料が無償となります。

※3歳児から5歳児のお子さんは月額37,000円の範囲内で無償です。

※0歳児から2歳児のお子さん(町民税非課税世帯)は月額42,000円の範囲内で無償です。

- 認可外保育施設等と子育て支援事業(ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり保育事業、病児保育事業)を単独で利用する場合のほか、これらを組み合わせて利用する場合も、上記月額の範囲内で無償となります。

■手続きについて

- 幼児教育・保育の無償化を受けるには、保護者の方の申請により、あらかじめ町の支給認定が必要です。(現在、保育の支給認定を受けている方は不要です。)
- 利用されている各園より支給認定申請書が配布されます(8月予定)ので、各園に提出してください。(企業主導型保育事業・認可外保育施設等は除きます。)なお、町外の施設を利用されている方で園から申請書が配布されない場合は、各園へお問合せください。
- 認可外保育施設等を利用するお子さんの保護者の方は、必ずあらかじめ子育て支援課で支給認定申請をしてください。
- その他ご不明な点がありましたら、子育て支援課または各園へお問合せください。

問合せ先 役場 子育て支援課 内線166

一時保育をご利用ください

保護者や同居の親族の方が仕事や病気などのため、一時的にお子さんを家庭で保育できないときにお預かりするものです。

対象児童 町内在住で認可保育所に在籍していない満1歳以上の未就学児童
利用日 月曜～金曜(祝日、年末年始、その他施設の休業日を除く)
実施施設



施設名	幼保連携型認定こども園 大治幼稚園	大治東保育園
所在地	西條土井ノ池35-2	北間島屋敷94
電話番号	(442) 0385	(441) 3114
保育時間	午前8時30分～午後4時30分	午前9時～午後4時

利用方法 利用については、事前に各施設にお問合せください。

問合せ先 役場 子育て支援課 内線166